

13 覚え...未確定の議論など

13.1 ペットの扱い

- ◇ 防災拠点との区別、公園の利用など

13.2 自治会未加入者について

- ◇ 防災拠点関連の周知など

13.3 いっつき避難場所の扱い：2021.10..16 時点の議論

- ◇ 防災拠点運営とは切り離す
 - 運営委員会や自治会としてフォローはするが、情報集約場所や集合場所といった、防災拠点運営上の機能はもたせない
 - 運営委員会からのいっつき避難場所へのフォローは、①担当家庭防災員の設定、②状況確認のための連絡係の派出 とする。
- ◇ 横浜市の定めに基づき、住民が、近隣の状況を聞いたり、自身の状況を知ってもらうための、「井戸端会議の場」として設定しておく。
 - 「井戸端会議の場」を運営委員会が把握できる場所に設定することによって、被災時、近隣の住民がなんとなく集まって行こう、近隣の数軒の立ち話レベルの不安や心配、近隣情報を、運営委員会にまで届きやすくする。
 - 個人が運営委員会と切り離されて孤立化する、などのリスクを低減する。
 - 運営委員会として、近隣数軒でしか共有できないミクロな地域情報を吸い上げやすくする。

以上